

「今後の進め方」について

長束八木線及び長束線については、以下のとおり都市計画変更を行った上で、事業を進めていきたいと考えています。

①地域の皆様へ  
「見直しの方針」や「今後の進め方」  
をご説明(令和4年7月～8月実施)

長束八木線及び長束線沿線の  
土地所有者や居住者など地域の  
皆様へ幅広くご説明しました。



②-1都市計画道路の変更案の検討  
(令和4年7月～令和5年7月)

計画見直しに必要な測量や設計を  
行い、警察・JR等の関係機関と  
協議を行いながら、都市計画道路  
の変更案を作成します。



②-2地権者の皆様へ  
都市計画道路の変更案をご説明  
(令和5年9月)

土地所有者をはじめとした地域の皆  
様に、「道路の計画内容」や「用地  
取得範囲の目安」などお示しまし  
た。

②-3地元住民の皆様へ  
都市計画道路の変更案  
をご説明  
(令和6年10月)

都市計画法第16条第1  
項に基づき、より広い範  
囲での説明会を行います。  
「環境影響調査結果」や  
「三次元モデル」につい  
てもお示しします。

現在はこの段階です。

③公告及び案の縦覧  
(2週間)

都市計画道路の変更案の  
内容を広く知っていただ  
くため、公告の日から2  
週間、都市計画道路の変  
更案を詳しく観ていただ  
く手続きです。



意見書の提出※1

④広島市都市計画  
審議会※2

広島市都市計画審議会に  
おいて、都市計画道路の  
変更案の審議が行われま  
す。この際、縦覧期間に  
提出された意見書の要旨  
が審議会へ提出されます。

※1 意見書の提出  
都市計画道路の変更案  
について意見がある場合、  
縦覧期間中に意見書を提  
出することができます。

※2 広島市都市計画審議会  
広島市都市計画審議会と  
は、学識経験者や市議会議  
員等により構成される審議  
会であり、本市の都市計画  
に関する事項について審議  
を行います。

長束八木線及び長束線  
の計画見直しが完了し  
ます。

⑤都市計画変更の決定  
(決定した旨の公告)

広島市都市計画審議会  
で都市計画案が可決され  
た場合、都市計画道路が  
変更され、変更後の区域  
を対象に一定の制限※3が  
かかるようになります。

※3 建築可能な建造物が以下のもの  
に限定されます。  
当該建築物が次のいずれの要件  
にも該当し、かつ、容易に移転し、  
又は除却することができるもので  
あると認められること。  
・階数が3階以下で、かつ、地階  
を有しないこと。  
・主要構造部が木造、鉄骨造、コ  
ンクリートブロック造その他こ  
れらに類する構造であること。

周辺の道路整備※4  
の進捗状況を踏ま  
えながら、当区間  
の事業着手の時期  
(⑥-1、⑥-2)  
を判断します。

⑥-1事業説明会

土地所有者など、関係者  
の皆様にご説明を  
行います。



⑥-2事業着手  
(事業認可の取得)

都市計画法に基づく事業  
認可を取得します。これ  
により区域内において  
「土地の形質の変更」  
「建物の建築や工作物の  
設置」「移動の容易でない  
物件の設置や堆積」を  
行う場合は市長の許可が  
必要になります。

⑦現況調査や  
道路の設計

土地所有者など、関係  
者の皆様の了解を得て  
から、土地の詳細な測  
量を行います。  
その後、道路の詳細な  
構造等について設計を  
行います。

※4 周辺の道路整備  
国道183号(西原一丁目交差点～  
大宮三丁目交差点)の南向き車線の  
3車線化や長束八木線(4工区)など

⑧用地の取得と補償

土地の取得や物件の移  
転に伴う補償は、補償  
基準に基づき算定し、  
金銭で行うことになり  
ます。

用地の取得や物件の移転  
に伴う補償の金額が決定  
します。

⑨道路工事の実施



⑩開通

